

育児休業その他延長事由

常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳又は1歳6ヶ月に達する日後の期間について、常態としてその子の養育を行う予定であった方が、以下のいずれかに該当した場合。

- ・ 死亡したとき。
- ・ 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- ・ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないことになったとき。
- ・ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか、または産後8週間を経過しないとき。

それぞれの場合の必要書類については、ハローワークまでお問い合わせください。